

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月11日
【四半期会計期間】	第14期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	株式会社カオナビ
【英訳名】	kaonavi, inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 柳橋 仁機
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【電話番号】	03 - 6633 - 3258
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 橋本 公隆
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【電話番号】	03 - 6633 - 3258
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 橋本 公隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第2四半期累計期間	第14期 第2四半期累計期間	第13期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	1,575,436	2,069,300	3,402,279
経常利益又は経常損失 () (千円)	159,128	94,566	16,148
四半期純利益又は当期純損失 () (千円)	86,313	62,620	130,748
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,049,820	1,116,280	1,066,270
発行済株式総数 (株)	11,308,800	11,494,000	11,382,000
純資産額 (千円)	1,144,439	1,043,461	960,947
総資産額 (千円)	2,853,183	3,289,569	3,013,552
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり当期純損失 () (円)	7.68	5.47	11.59
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	6.93	5.05	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	40.1	31.7	31.9
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	455,452	313,978	383,705
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	123,117	285	236,490
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	40,671	15,173	173,079
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	1,926,439	2,253,589	1,955,069

回次	第13期 第2四半期会計期間	第14期 第2四半期会計期間
会計期間	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	0.41	3.90

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第2四半期累計期間及び当第2四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当第2四半期会計期間末における資産合計は3,289,569千円となり、前事業年度末に比べ276,016千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が298,520千円増加したことによるものです。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は2,246,107千円となり、前事業年度末に比べ193,503千円増加いたしました。これは主に、未払金が63,872千円、長期借入金63,582千円減少したものの、前受収益が286,471千円、未払法人税等が30,656千円増加したことによるものです。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は1,043,461千円となり、前事業年度末に比べ82,514千円増加いたしました。これは主に、資本金が50,011千円、資本準備金が50,011千円増加し、また、四半期純利益の計上62,620千円があったものの、収益認識に関する会計基準等の適用に伴う期首調整により繰越利益剰余金が80,170千円減少したことによるものです。

(2) 経営成績の状況

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、労働生産性の低迷、多様な働き方への対応、テクノロジーの飛躍的進化など、日本の社会は大きく変容しています。当社は、こうした変化を適切に捉えながら、人や社会に必要とされる存在であり続けることを目指しており、職歴・学歴や年収など目に見える事項だけでひとを判断するのではなく、さまざまな情報を集めて人物像に奥行きをもたせることで、ひとの可能性を正しく理解できる世界をつくりたいと考えております。

このような考えに基づき、当社が長期的に目指す姿や持続的に社会へ提供していく価値を明らかにするため、社会的な存在意義を明文化したパーパスを新たに策定しました。

パーパス： “ はたらく ” にテクノロジーを実装し、個の力から社会の仕様を変える

テクノロジーによって一人ひとりの個性や才能を理解することで、個人のキャリア形成や働き方が多様化される社会をつかっていきたいという思いを込めております。また、これまでのミッションはパーパスに統合され、このパーパスと、「人材情報を一元化したデータプラットフォームを築く」というビジョンのもと、当社の社会的な役割を果たしてまいります。

当社は、企業の人材情報をクラウド上で一元管理し、データ活用のプラットフォームとなるタレントマネジメントシステム『カオナビ』を提供しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により景気は依然として厳しい状況にありますが、企業が抱えるさまざまな人事課題の解決に向けて、タレントマネジメントシステムの導入ニーズは高まっており、その市場は今後さらなる拡大が見込まれております。

このような環境の中、当社は継続的な売上高成長の実現に向けて、人材採用・育成をはじめとした組織体制の強化、顧客体験価値の向上に向けたプロダクトのアップデート、既存顧客に対するカスタマーサクセスなどに注力してまいりました。

この結果、当第2四半期会計期間末におけるARR（注1）は前年同期比36.0%増の4,177百万円、『カオナビ』の利用企業数は同15.9%増の2,214社、ARPU（注2）は同17.4%増の157千円となりました。また、解約率（注3）の直近12ヶ月平均は0.63%（同0.02ポイント減）となり、低い水準を維持しております。

以上の結果、当第2四半期累計期間における当社の経営成績は売上高2,069,300千円（前年同四半期比31.3%増）、営業利益98,531千円（前年同四半期比38.8%減）、経常利益94,566千円（前年同四半期比40.6%減）、四半期純利益62,620千円（前年同四半期比27.5%減）となりました。

また、当社の事業セグメントはクラウド人材マネジメントシステム事業の単一セグメントですので、セグメント別の記載は省略しております。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しております。詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 会計方針の変更」をご参照ください。

(注) 1. ARR

Annual Recurring Revenueの略で、四半期末のMRR (Monthly Recurring Revenueの略で月額利用料の合計)を12倍して算出しています。なお、MRRは管理会計上の数値です。

2. ARPU

Average Revenue Per Userの略で、四半期末のMRRを利用企業数で除して計算しています。前回までは四半期における期中平均値を開示していましたが、ARRの開示に合わせて、四半期末時点に変更しております。

3. 解約率

MRRの解約率を示しており、当月の解約により減少したMRRを前月末のMRRで除して計算しています。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ298,520千円増加し、2,253,589千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は313,978千円となりました。これは主に、前受収益の増加額198,284千円、税引前四半期純利益の計上94,566千円等による資金の増加があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は285千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出281千円等による資金の減少があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は15,173千円となりました。これは主に、株式の発行による収入48,537千円による資金の増加があったものの、長期借入金の返済による支出63,582千円等による資金の減少があったことによるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,544,000
計	36,544,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,494,000	11,501,800	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	11,494,000	11,501,800	-	-

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2021年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 2021年10月1日から2021年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が4,600株増加しております。
3. 2021年10月14日開催の取締役会決議により、2021年11月11日付で譲渡制限株式ユニット付与制度に基づく新株発行を行っております。これにより、発行済株式総数が3,200株増加しております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2021年8月6日 (注) 1	8,900	11,454,200	14,240	1,105,970	14,240	1,095,970
2021年7月1日~ 2021年9月30日 (注) 2	39,800	11,494,000	10,310	1,116,280	10,310	1,106,280

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。

発行価額 3,200円

資本組入額 1,600円

割当先 当社取締役(社外取締役を除く)3名

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
柳橋 仁機	東京都渋谷区	3,405	29.62
合同会社RSIファンド1号	東京都中央区銀座8丁目4-17	2,460	21.40
株式会社日本カストディ銀行(信託 口9)	東京都中央区晴海1丁目8-12	536	4.66
株式会社日本カストディ銀行(証券 投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	508	4.42
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	495	4.31
佐藤 寛之	東京都世田谷区	392	3.41
GOLDMAN SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サッ クス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10-1)	332	2.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	298	2.59
株式会社アスパイア	東京都港区麻布十番2丁目21-6	238	2.07
田丸 拓也	東京都文京区	181	1.57
計	-	8,844	76.94

- (注) 1. 所有株式数は、千株未満を四捨五入して表示しております。
2. 2021年9月30日現在における株式会社日本カストディ銀行(信託口9)の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。
3. 株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は508千株であり、その内訳は、投資信託設定分508千株となっております。
4. 2020年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、クーブランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エルエルピーが2020年12月1日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
クーブランド・カーディフ・ア セット・マネジメント・エルエ ルピー(Coupland Cardiff Asset Management LLP)	31-32, St James's Street, London	972,100	8.58

5. 2021年1月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、みずほ証券株式会社並びにその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社及びアセットマネジメントOneインターナショナルが2021年1月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	17,700	0.16
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	871,100	7.68
アセットマネジメントOneインターナショナル(Asset Management One International Ltd.)	Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK	14,100	0.12

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,488,700	114,887	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 5,100	-	-
発行済株式総数	11,494,000	-	-
総株主の議決権	-	114,887	-

(注)単元未満株式の欄には、自己株式が43株含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社カオナビ	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表に掲記される科目及びその他の金額表示は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,955,069	2,253,589
売掛金	178,600	173,746
前払費用	123,585	136,425
その他	5,526	2,132
貸倒引当金	173	174
流動資産合計	2,262,608	2,565,718
固定資産		
有形固定資産		
建物	192,746	192,746
減価償却累計額	13,372	29,485
建物(純額)	179,375	163,261
工具、器具及び備品	84,520	84,520
減価償却累計額	27,980	38,608
工具、器具及び備品(純額)	56,540	45,912
有形固定資産合計	235,914	209,174
無形固定資産		
ソフトウェア	14,076	12,094
無形固定資産合計	14,076	12,094
投資その他の資産		
投資有価証券	96,146	96,392
敷金	386,710	377,474
長期前払費用	18,098	28,716
投資その他の資産合計	500,954	502,582
固定資産合計	750,945	723,850
資産合計	3,013,552	3,289,569

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	45,288	47,703
1年内返済予定の長期借入金	127,164	127,164
未払金	147,085	83,213
未払費用	211,072	197,388
未払法人税等	20,694	51,350
預り金	10,353	13,136
前受収益	961,557	1,248,028
契約負債	-	19,871
株式報酬引当金	26,113	14,675
その他	48,422	52,228
流動負債合計	1,597,747	1,854,756
固定負債		
長期借入金	454,545	390,963
繰延税金負債	313	388
固定負債合計	454,858	391,351
負債合計	2,052,605	2,246,107
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,066,270	1,116,280
資本剰余金		
資本準備金	1,056,270	1,106,280
資本剰余金合計	1,056,270	1,106,280
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,161,509	1,179,060
利益剰余金合計	1,161,509	1,179,060
自己株式	792	920
株主資本合計	960,238	1,042,581
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	709	880
評価・換算差額等合計	709	880
純資産合計	960,947	1,043,461
負債純資産合計	3,013,552	3,289,569

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
売上高	1,575,436	2,069,300
売上原価	393,312	583,642
売上総利益	1,182,124	1,485,658
販売費及び一般管理費	1,021,028	1,387,128
営業利益	161,096	98,531
営業外収益		
受取利息	10	11
雑収入	693	114
営業外収益合計	703	125
営業外費用		
支払利息	1,849	2,856
株式交付費	819	1,233
その他	2	1
営業外費用合計	2,670	4,090
経常利益	159,128	94,566
特別損失		
本社移転費用	30,395	-
特別損失合計	30,395	-
税引前四半期純利益	128,734	94,566
法人税等	42,421	31,946
四半期純利益	86,313	62,620

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	128,734	94,566
減価償却費	6,320	29,003
受取利息	10	11
支払利息	1,849	2,856
株式交付費	819	1,233
雑収入	3	28
貸倒引当金の増減額(は減少)	383	1
株式報酬引当金の増減額(は減少)	10,714	10,334
売上債権の増減額(は増加)	8,118	4,855
前払費用の増減額(は増加)	17,179	3,456
仕入債務の増減額(は減少)	3,025	2,415
未払金の増減額(は減少)	68,616	63,872
未払費用の増減額(は減少)	42,781	13,684
前受収益の増減額(は減少)	177,024	198,284
契約負債の増減額(は減少)	-	19,871
その他	31,335	39,961
小計	461,761	322,327
利息の受取額	10	11
利息の支払額	1,806	2,747
法人税等の支払額	4,513	5,613
営業活動によるキャッシュ・フロー	455,452	313,978
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	89,839	-
無形固定資産の取得による支出	-	281
投資有価証券の取得による支出	33,278	-
敷金の差入による支出	-	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	123,117	285
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	61,860	63,582
自己株式の取得による支出	372	128
株式の発行による収入	21,561	48,537
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,671	15,173
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	291,663	298,520
現金及び現金同等物の期首残高	1,634,775	1,955,069
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,926,439	2,253,589

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、初期費用に係る収益について、従来は基本サービス契約開始時に一括で収益を認識する方法によっておりましたが、契約期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、同一顧客に対する同時又はほぼ同時に締結された複数のサービス契約での値引について、従来は各サービスごとに個別に値引を勘案した上で収益を認識する方法によっておりましたが、各サービスの値引額を合算した後、独立販売価額の比率に応じて、各サービスごとに値引を配分した上で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第2四半期累計期間の売上高、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ3,539千円減少しており、利益剰余金の当期首残高は80,170千円減少しております。

また、収益認識会計基準等を適用したため、当第2四半期会計期間の貸借対照表において「契約負債」19,871千円、当第2四半期累計期間のキャッシュ・フロー計算書において「契約負債の増減額(は減少)」19,871千円を計上しております。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる当社の四半期財務諸表に与える重要な影響はありません。

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
給料及び手当	335,620千円	392,177千円
株式報酬費用	8,613	7,424
広告宣伝費	229,968	261,602
減価償却費	4,716	18,404
貸倒引当金繰入額	383	1

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	1,926,439千円	2,253,589千円
現金及び現金同等物	1,926,439	2,253,589

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社はクラウド人材マネジメントシステム事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当第2四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

当社はクラウド人材マネジメントシステム事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
ストック売上	1,834,681
フロー売上	234,620
顧客との契約から生じる収益	2,069,300
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,069,300

(注) 1. ストック売上は『カオナビ』基本利用料等、サービスを継続的に提供することにより生じるものであります。

2. フロー売上は『カオナビ』基本サービスの利用に付随する初期費用及び設定代行等のほか、スポット作業等が含まれます。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	7円68銭	5円47銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	86,313	62,620
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	86,313	62,620
普通株式の期中平均株式数(株)	11,233,369	11,449,836
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	6円93銭	5円05銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,225,962	946,405
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

(譲渡制限株式ユニット付与制度に基づく新株式の発行)

当社は、2021年10月14日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限株式ユニット付与制度に基づき新株式発行(以下「本新株発行」という。)を行うことについて決議し、2021年11月11日に払込手続が完了いたしました。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2021年11月11日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 3,200株
(3) 発行価額	1株につき2,190円
(4) 発行総額	7,008千円
(5) 割当予定先	当社の従業員17名 3,200株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2020年4月10日開催の取締役会において、当社従業員に対するインセンティブ制度の見直しを行い、当社従業員を対象とする譲渡制限株式ユニット(以下「RSU」という。)付与制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議しております。また、当社は、2021年10月14日開催の取締役会において、付与されたRSUポイントに応じて交付される株式数の半数を上限として株式交付に代えて金銭支給を従業員が選択できるように、本制度の改定を決議しております。

本新株発行は、対象となる当社従業員が所定期間の間、継続して、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること等を条件として、2021年10月14日開催の取締役会の決議に基づき、当社の2021年3月期下半期を算定期間として付与したRSUポイントに基づき算定された数(金銭支給のために当社従業員が指定した数を除く。)の当社の普通株式を交付するものです。

なお、本新株発行により交付される当社の普通株式には譲渡制限その他の負担制限はありません。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価格とするため、2021年10月13日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,190円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

4. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が当社従業員に対し、当社の各事業年度の上半期及び下半期(各々の半期を、以下「算定期間」という。)毎にRSUポイントを付与し、当該算定期間の翌半期の満了後に、当該RSUポイントに基づき算定された数(金銭支給のために当社従業員が指定した数を除く。)の当社の普通株式(以下「当社株式」という。)を交付し、当社従業員の選択に応じて金銭を支給する制度です。

(2) 対象者

当社従業員のうち、当社が定める者(以下「対象従業員」という。)とします。

(3) 対象従業員に付与されるRSUポイント

算定期間における各対象従業員に対する評価に応じて、当社株式の交付を受けるためのRSUポイントを付与します。

(4) 株式の交付及び金銭の支給

当社は、対象従業員に対し、当社が予め定める期間の間、継続して、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること等を条件として、各算定期間の翌半期の満了後に開催される取締役会の決議（以下「交付取締役会決議」という。）に基づき、当該算定期間に関して保有するRSUポイントに基づき算定された数（以下「交付株式数」という。）の当社株式を交付します。

対象従業員が、当社が定める時期までに、当該対象従業員に交付される交付株式数の半数を上限とし、かつ、単元単位で、金銭支給の対象とする株式数（以下「指定株式数」という。）を指定して金銭支給を選択した場合、当社は、当社株式に代えて指定株式数の当社株式に相当する額の金銭を支給します。この場合において、当該選択後に当該対象従業員に交付される交付株式数は、当該対象従業員に係る指定株式数を減じた数とします。

株式の交付にあたっては、当社は、対象従業員に対して、当該対象従業員に交付される交付株式数に当該株式の新株発行又は自己株式の処分の払込金額（以下「本払込金額」という。）を乗じることにより算定された額の金銭債権を付与した上で、当該金銭債権の現物出資と引換えに当該株式の新株発行又は自己株式の処分を行います。

なお、本払込金額は、交付取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象従業員に特に有利とされない額とします。

(5) 対象従業員に交付される当社株式の上限数及び払込金額の上限額

2021年3月期の上半期及び下半期に係る各算定期間に関して対象従業員に交付される当社株式の総数の上限数は6,000株とします。なお、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割等によって増減する場合は、併合・分割等の比率を乗じて当該上限数を調整します。

また、当該各算定期間に関して対象従業員に交付される当社株式の払込金額の総額の上限額は25,000千円とし、対象従業員に交付される当社株式の総数の上限数に本払込金額を乗じた金額が当該上限額を超過した場合には、当該上限額未満となるまで、交付する当社株式の総数を減少させるものとします。また、当社は、交付取締役会決議において、当該事業年度の業績を考慮して、当該総数を減少させることができます。

なお、2022年3月期の各算定期間に関しては、当社の人員増加その他の事情を踏まえ、2021年5月21日開催の取締役会において、対象従業員に交付される当社株式の総数の上限数は7,000株、当社株式の払込金額の総額の上限額は30,000千円と決定しております。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、RSUポイントが付与される日以後、交付取締役会決議前に組織再編等が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の裁量に従い、対象従業員に対して、その保有するRSUポイントに応じて、当社株式に相当する額の金銭を支給します。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月11日

株式会社カオナビ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上 智由
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川村 英紀
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カオナビの2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度の第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カオナビの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。